

サービス提供団体の紹介

NPO法人市民協福島 提供サービス料金表の一例《あんしん賃貸住宅登録協力店用》

※身上看護を基本とした身元保証・家賃債務保証サービスです。

●NPO法人 市民協福島

〒960-2262 福島県福島市在庭坂字南林60-2 TEL:024-572-4266 FAX:024-572-4267 http://shiminkyou-f.main.jp/

■身上看護を基本とした身元保証・家賃債務保証サービス

お問い合わせ先:NPO法人市民協福島024-572-4266
(消費税込み) H29.11月現在

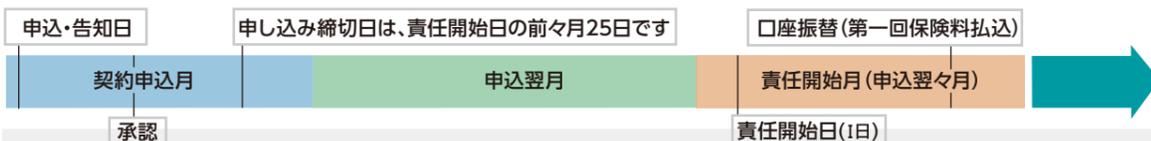
支払タイプ	月払い	契約期間	住宅の契約更新まで	加入年齢制限	上限:80歳[更新は99歳まで]
-------	-----	------	-----------	--------	------------------

■新規契約・更新時にかかる料金		毎月タイプI	毎月タイプII
■事務手数料	○新規契約時・契約更新時に発生します	8,000円/年	8,000円/年
契約時 計		8,000円/年	8,000円/年

■サービス料【月払い】※少額短期保険の加入が条件となります。		毎月タイプI	毎月タイプII
サービス区分	内容	6,250円/月	5,000円/月
A身元保証サービス	○賃貸住宅契約時 ○病院施設等の入院入所時	○	○
B家賃債務保証	○アーク賃貸保証(最低保証料1,250円/月) (不動産会社の利用保証会社により異なります。)	○	—
C葬儀の実施(1名分)	○通夜・告別式無し ○葬儀実行にてサービスの完了となります	○	○
D残存家財の片付け(1回分)	○15㎡まで(リサイクル税を含みます) ○遺品整理実行にて完了となります	○	○
月払い 計		6,250円/月	5,000円/月

■オプション		毎月タイプI	毎月タイプII
■体調・安否確認サービス	「きずな電話」 ※B家賃債務保証「アーク賃貸保証家賃債務保証」利用者対象	1,280円/月	—
■生活サポート	サポート内容により料金が異なります。 お問合せください。		

契約開始までのながれ



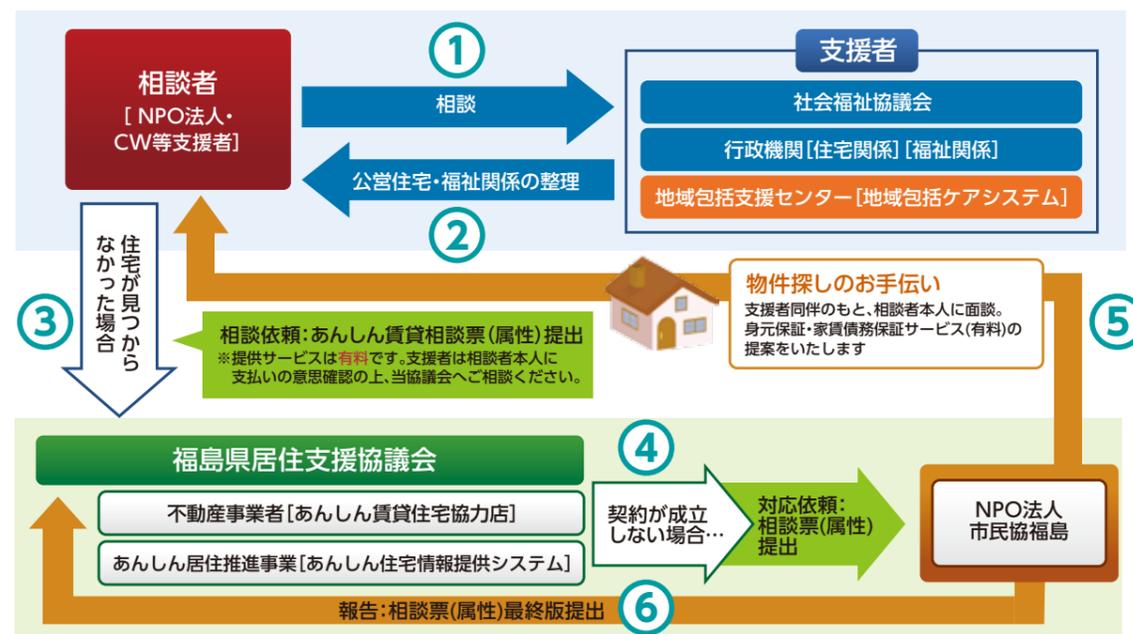
■特記事項

- ① サービス料金の振込先はNPO法人市民協福島になります。入金確認後、市民協福島より保険会社へお振込みいたします。その際のお振込手数料は保証対象者の負担となります。
- ② 家賃保証は保証会社の規約の通り、滞納となった場合退去となります(滞納期間については保証会社へお問合せ下さい) 身元保証料金は2か月滞納でサービス終了となります。また1か月以上連絡が取れない場合も滞納時と同様の処理をさせていただきます、その際の家財処分は当団体へ一任いただきます。
- ③ 「C葬儀の実施(1名分)」 「D残存家財の片づけ(15㎡まで: 1回分)」 サービス提供のため、少額短期保険「葬儀保険」にご加入していただきます。(原状回復費用・家賃低下損益差額分)
- ④ 死後事務委任契約、喪主代行、残存家財処分の為、別途「死後事務委任契約」を条件とします。
- ⑤ 公営住宅及び賃貸住宅の家賃債務保証料金についてはご加入の補償内容によって異なります。
- ⑥ D残存家財の片付け(15㎡まで: 1回分)について、面積を超える場合は別途ご相談ください。
- ⑦ 年齢・持病等によりご希望に添えない場合がございます(H29年11月現在)。

※一時払いの商品、他のオプションサービスもご用意しております。
※契約の際は重要事項についてご説明いたします。

相談の流れーフロー図

相談のながれ【福島県居住支援協議会】



- 1 住宅確保要配慮者等からの相談への対応**
相談者(支援者)は最初に市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会、不動産事業者(あんしん賃貸住宅登録事業者)等へ相談して下さい。
- 2 公営住宅や福祉関係の情報収集と、住宅の確保**
公営住宅や福祉関係の情報を収集し、住宅の確保に努めて下さい。
- 3 住宅が見つからなかった場合**
①と②の相談において、相談者のための住宅が見つからない場合に、相談者(支援者)があんしん賃貸相談(属性)票に必要事項を記載し、居住支援協議会へ提出して下さい。併せて、相談者に対しサービスを受ける場合には**有料**であることを説明し、了承を得て下さい。
- 4 契約が成立しない場合、物件探しに向けた手続き**
 - 居住支援協議会は相談者(支援者)から提出されたあんしん賃貸相談(属性)票に「記載されている内容」、「サービスが有料であることを相談者が承していること」を確認いたします。
 - 協議会会員であるNPO法人市民協福島(以下NPO等という)を選定し、入居できる住宅探し等を依頼いたします。

※協議会から相談者(支援者)に対して、NPO等が対面ヒアリングを実施する場合は有料である旨も説明します。その費用については、相談者がNPO等から支援を受ける場合には、支援費用に充当される旨も併せて説明します。

以降については、NPO等と相談者(支援者)が共に手続きを進めます。
- 5 物件探しのお手伝い**
 - NPO等が相談者(支援者)に連絡し、対面ヒアリングを実施すると共に、住宅探しに必要なサービスとその概算費用を提案いたします。
 - 相談者(支援者)がサービスとその概算費用の了承後、NPO等が賃貸住宅所有者(管理者)に相談者の入居可否に関して交渉し、交渉が成立すれば契約となり、入居可能となります。
- 6 NPO等の支援開始【居住支援協議会への結果報告】**
 - 1) 家賃債務・身元保証、家財整理及び葬儀
 - 2) 見守り
 - 3) 生活支援サービス